

フロン類 適正処理情報

もくじ

		ページ
1章	必	ずお読みください1-1
1	フロ	コン類回収業者の役割1-2
	1	使用済自動車の引取りと引取報告の実施1-2
	2	基準に従ったフロン類の回収1-2
	3	フロン類の引渡しと引渡報告の実施1-2
	4	使用済自動車の引渡しと引渡報告の実施1-2
	5	フロン類年次報告の実施1-2
2	作	業時に注意すること1-3
	1	ボンベ・回収機の取扱い1-3
	2	回収作業時1-4
	3	ボンベ専用ケースの取扱い1-5
	4	ボンベの引渡し・運搬時1-6
2章		収作業に必要な基礎知識2-1
1	は	じめに2-2
2	対	象となるフロン類2-2
3		収基準2-3
	1	対象ボンベのタイプ2-3
	2	回収量
	3	過充てん2-6
	4	移充てん2-8
	5	ボンベの管理方法 2-8
	6	回収機の管理方法2-9
	7	検査期限2-10
4	運	搬基準2-12
	1	フロン類の引渡しのための容器2-12
	2	フロン類の引渡し2-13
	3	指定引取場所2-15
5	引	取基準2-16
3章		収作業の手順3-1
1	作	業の流れ3-2
2	フロ	コン類回収の手順3-3
3	21	海にの手順 3.0

			ページ
4章	料金の支払	ረい	4-1
1	フロン類の回	回収・運搬料金の支払い	4-2
	1 フロン類の	の回収・運搬料金	4-2
	2 フロン類の	の回収・運搬料金の支払い	4-3
5章	その他の手約	続き	5-1
1	フロン類の再	∮利用	5-2
	1 フロン類の	の再利用連絡	5-2
	2 フロン類の	の再利用連絡の手順	5-2
2	フロン類の年	F次報告	5-3
	1 フロン類の	の年次報告について	5-3
	2 フロン類の	の年次報告の手順	5-5
3	事業者登録	录情報の変更・削除	5-6
	1 フロン類回	回収工程の事業者の場合の基本フロー	5-6
4	ボンベ専用ケ	ケース	5-8
	1 ボンベでフ	フロン類を引渡す事業者	5-8
5	自動車フロン	ン類引渡状	5-9
	1 自動車フ	フロン類引渡状について	5-9
	2 自動車フ	7ロン類引渡状入れ	5-9
6章	よくあるお問	l合せ	6-1
	1 電子マニ	こフェストシステム	6-2
	2 ボンベにこ	ONT	6-3
	3 集荷•返	却	6-4
	4 廃業につ	DUT	6-5
7章	各種用紙·	参考冊子	7-1
漏	1防止キャップ	プ 発注申込書	7-2
ボン	/ベ専用ケース	〈 発注申込書	7-3
ボン	〃ベ管理表		7-4
	〔参考 1.〕ボン	ンべの刻印の確認方法	7-5
	〔参考 2.〕過5	去に発刊したフロン類に関する冊子	7-5

1章必ずお読みください

			ページ
1	フロ	1ン類回収業者の役割	1-2
	1	使用済自動車の引取りと引取報告の実施	1-2
	2	基準に従ったフロン類の回収	1-2
	3	フロン類の引渡しと引渡報告の実施	1-2
	4	使用済自動車の引渡しと引渡報告の実施	1-2
	5	フロン類年次報告の実施	1-2
2	作	業時に注意すること	1-3
	1	ボンベ・回収機の取扱い	1-3
	2	回収作業時	1-4
	3	ボンベ専用ケースの取扱い	1-5
	4	ボンベの引渡し・運搬時	1-6

本書では以下のように注意を区分しています。

注意の区分	危害や損害の程度
警告 警告	「重度の心身障害または物的損害が発生する可能性がある注意」を示しています。
注意	「軽度の人身障害または物的損害が発生する可能性がある注意」を示しています。
劇 ポイント	「機器の故障や作業効率低下を防止するために気をつけていただきたいこと、仕様や性能に関してお知らせしたいこと」を示しています。

※本書では自動車再資源化協力機構を「自再協」と略記させていただいています。

1 フロン類回収業者の役割

フロン類回収業者には、5つの役割があります。



ポイント

以下の役割を果たさなかった場合は、都道府県知事等からの勧告・命令を受けたり、フロン類回収業の登録を取り消される場合があります。



使用済自動車の引取りと引取報告の実施

- 引取業者から使用済自動車の引取りを求められたときは、他のゴミの混入等の正当な理由がある場合を除き、使用済自動車を引き取る必要があります。
- 使用済自動車を引き取ったときは、車台番号を確認して、電子マニフェストシステムによりすみやかに情報管理センターに引取報告を行う必要があります。



基準に従ったフロン類の回収

- フロン類を回収するときは、回収基準(2-3ページ)に従う必要があります。
- フロン類を回収したときは、その都度電子マニフェストシステムの画面上で車台ごとに自動車メーカー等に引き渡すものか再利用するものかを選択して入力してください*1。



フロン類の引渡しと引渡報告の実施

- 回収したフロン類は、再利用する場合を除き、自動車メーカー等が定める「引取基準(性状・荷姿・引渡方法)」(2-16ページ)に従って、自動車メーカー等が指定する指定引取場所に引き渡す必要があります*2。
- ボンベの運搬についてはフロン類運搬基準 (2-12 ページ) に従うことが必要ですが、フロン類回収業者の業務負荷を軽減するため、指定着払い方式 (2-13 ページ) を用意しておりますのでご利用ください。
- ボンベを自動車メーカー等に引き渡したときは、電子マニフェストシステムによりすみやかに情報管理センターに 引渡報告を行う必要があります。
 - なお、フロン類の引渡報告を前提として、自動車メーカー等からフロン類回収料金が支払われます。



使用済自動車の引渡しと引渡報告の実施

- フロン類を回収した後、使用済自動車を都道府県知事または保健所設置市の市長の許可を受けた解体業者に引き渡す必要があります*3。
- 使用済自動車を引き渡したときは、電子マニフェストシステムによりすみやかに情報管理センターに引渡報告を 行う必要があります。



フロン類年次報告の実施

毎年度終了後 1 ヶ月以内 (4月末まで) に、事業所ごとに前年度の自動車メーカー等への引渡量、再利用量、保管量につき、電子マニフェストシステムにより年次報告を行う必要があります。

}⊁€

- *1 自動車メーカー等への引渡量、再利用量、保管量は、フロン類年次報告のために各事業所において把握しておくことが必要です。
- *2 引取基準に適合しない場合、引取拒否となり、フロン類回収料金が支払われないためご注意ください。
- *3 引渡しのときは、解体自動車とリサイクル券等をあわせて引き渡してください。

2 作業時に注意すること

以下の事項に注意して、作業してください。



ボンベ・回収機の取扱い

以下の注意事項を守って頂かないと、回収機の故障やボンベが破損する場合があります。







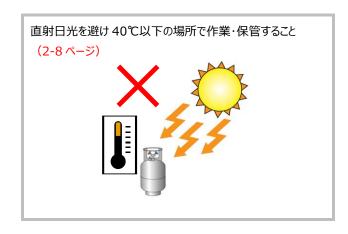












上限重量を超えてボンベにフロン類を充てんしないこと ※過充てんボンベは写真のように破損する危険があります。

(2-6ページ)





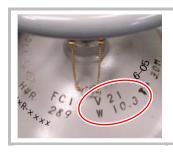
回収作業時

以下のルールを守って安全に作業してください。



回収基準に従うこと

(2-3ページ)



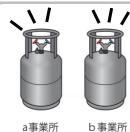
『高圧ガス保安法』で定める 「上限重量」を超えてボンベ にフロン類を充てんしないこと

(2-6ページ)



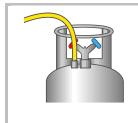
異なるフロン類種別を同ボン べに回収・充てんしないこと

(2-2・2-16ページ)



b事業所

異なる事業所コードのフロン 類を同ボンベに回収・充てん しないこと



過充てん防止機能を使用す ること

(2-7ページ)



以下のフロン類は同ボンベに 回収・充てんしないこと

- ·使用済自動車(ELV)
- ・整備自動車または再利用



大気放出しないこと



移充てんをしないこと (2-8ページ)



ボンベ専用ケースの取扱い

ボンベ専用ケースは、自再協からの貸与品であり、指定引取場所へボンベを運搬するためのケースです。ボンベ 専用ケースが不要になった場合は、自再協にご返却ください。



注意

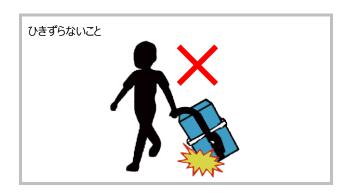
ボンベ専用ケースは、本来の用途以外に使用しないでください。



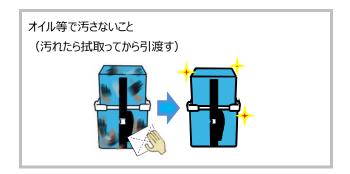
ポイント

ボンベ専用ケースの破損等により使用できない物が多く見受けられます。

故意または本来の用途以外の使用による破損、紛失等は、ケースの実費を請求させていただくことがあります。



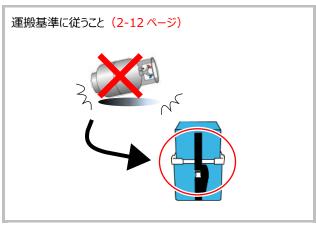


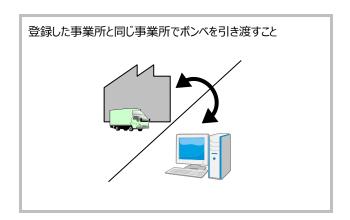




ボンベの引渡し・運搬時









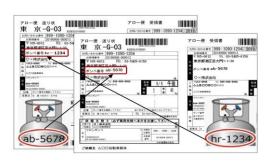
引渡しのときは、ボンベと自動車フロン類引渡状(指定着払い方式の場合は専用伝票)に記載されたボンベ番号が正しいことを確認すること

(3-9ページ)



ボンベを複数本引渡すときは、伝票と現物のボンベ番号を合わせること。

(3-9ページ)



2章回収作業に必要な基礎知識

			ページ
1	はし	〕めに	2-2
2	対	象となるフロン類	2-2
3		収基準	2-3
	1	対象ボンベのタイプ	. 2-3
	2	回収量	. 2-4
	3	過充てん	. 2-6
	4	移充てん	. 2-8
	5	ボンベの管理方法	. 2-8
	6	回収機の管理方法	
	7	検査期限	2-10
4	運	般基準	2-12
	1	フロン類の引渡しのための容器	2-12
	2	フロン類の引渡し	2-13
	3	指定引取場所	2-15
5	引	取基準	2-16

1 はじめに

フロン類を回収するときには、『高圧ガス保安法』の規定に従う必要があります。

- 法で定める上限重量を超えてボンベにフロン類を充てんしないこと。
- 法で定める検査に合格し、かつ充てんするフロン類の刻印があるボンベを使用すること。
- CFC (R12)、HFC (R134a)、その他のガスを同一ボンベ内に充てんしないこと。



その他の遵守すべき事項の詳細は、『高圧ガス保安法』を参照してください。

2 対象となるフロン類

回収対象となるカーエアコンに使用されているフロン類の種別は、CFCと HFC の 2 つに分類されます。

[フロン類]

総称	種別総称	代表的な種別	
コロン 米石	CFC(クロロフルオロカーボン)	R12	
フロン類	HFC(ハイドロフルオロカーボン)	R134a	

[ボンベの刻印]

「ハン・ハウンダルトリ		
ボンベの刻印	ボンベの種類	充てんするフロンを変更する場合
		フロン類回収業者にて
		スプレー等で旧フロン名称を消し
		新たに充てんする名称を表示してください。
FC1		(例)CFC 用を HFC 用に変更する
	CFC 用	
FC2		
	HFC用	
FC3		
		R12 R134a
D12 ++/+ CEC	CEC III	耐圧試験を行わなければ
R12 または CFC	CFC 用	変更する事はできません。
		1
R134a または HFC	HFC用	ボンベ購入先または回収容器検査所(2-11ページ)
		にお問い合わせください。
記載無し	ボンベ購入先または回収容器検	食査所(<mark>2-11 ページ</mark>)にお問い合わせください。

3 回収基準

フロン類を回収するときには、『自動車リサイクル法(法第十二条/施行規則第六条)』で定められている回収に関する基準に従って、フロン類を CFC と HFC に分けて所定のボンベに回収する必要があります。

ボンベには、白色の油性塗料等で「R12 用」、「R134a」用など、フロン類の名称を必ず明記してください。

(4)

ポイント

フロン類の回収に関する基準

- フロン類およびフロン類の回収方法について十分な知見を有するものが、フロン類の回収を自ら行い、またはフロン類の回収に立ち会うこと
- 特定エアコンディショナーの冷媒回収口における圧力の値が、一定時間を経過した後、以下のフロン類の充てん量の区分に応じ、それぞれの圧力以下になるよう吸引すること(= 二度引き)

フロン類の充てん量	圧力
2kg 未満	0.1MPa 以下
2kg 以上	0.09MPa 以下



対象ボンベのタイプ









回収量

フロン類回収料金は、自動車メーカー等で設定している基準引取量以上のフロン類が回収された場合に規定の料金が支払 われます。なお、基準引取量を下回った場合は、その量に比例して回収料金が減額されます。

『高圧ガス保安法』の回収基準に従った回収を行うため、以下の作業を実施してください。

作業の詳細については「3章回収作業の手順」(3-1ページ)をご確認ください。



メモ

基準引取量とは、回収基準を満たした適正な回収行為を確保するための基準です。

① 漏れ防止バルブの使用

フロン類を回収した後、車両やボンベから接続ホースを取り外すと回収したフロン類が漏れる可能性があります。ボンベの接 続側および車両接続側にフロン類の漏れ防止バルブ (ストップバルブ*1) を取り付けることをお勧めします。

② 二度引きの実施

エアコン内にオイルが残っている場合は、オイルに溶け込んだフロン類が気化しきれないまま残存しているため、最初に回収し た後 10 分程度放置しオイルからフロン類が気化した後、回収機等のゲージ圧力が上昇したら、再度回収を実施してくだ ^{*2}

③ パージ(リフレッシュ)作業の実施

ボンベを交換するときは、回収機の内部に溜まったフロン類を全てボンベに移すこと(=パージ作業)で、回収機からの漏 れや CFC/HFC の混入を防止することができます。

1日の作業が終わった後にパージを行っておくことも、夜間の回収機からの漏れを防止する有効な手段です。*3

当 天

*1 ストップバルブとは、レバーを回転させてホース等からガスが漏れるのを防ぐ機能があるものをいいます。



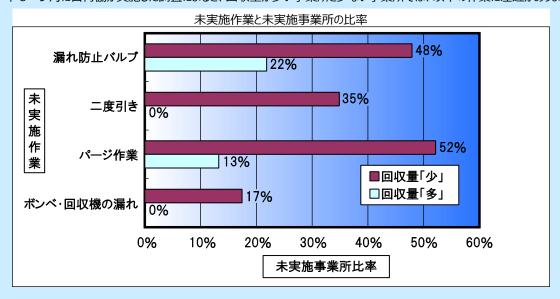
- *2 冬季の気温が低い時期やワンボックスカー等でなかなか回収しにくい場合には、事前に数分間エアコンを ON にした状態で暖機 運転を行うことで回収しやすくなりますのでお試しください。
- *3 パージ機能がない回収機を使用されている場合は、ストップバルブ等を使用してフロン類が大気中に放出されないように管理し てください。

(SE)

ポイント

回収量についての調査結果(2006年8~9月)

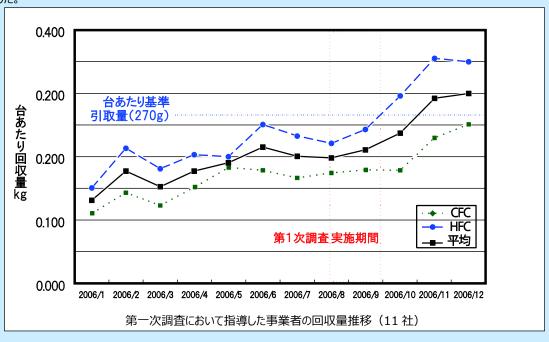
2006 年 8~9 月に自再協が実施した調査によると、回収量が多い事業所と少ない事業所では、以下の作業に差違がありました。



〔未実施・実施による影響〕

作業内容	影響
漏れ防止バルブ	漏れ防止バルブを使用せずに車両・ボンベからホースをはずしたところ、ホース・回収機
が向れいりユニハルノ	内に残留していたフロン類が大量に放出された(放出量は測定不能)。
一座司士	10 分程度放置した上で二度引きを実施することで、ガス種にかかわらず、20~50g
二度引き	が回収できた。
11° 5″/七光	パージ作業を実施することで、ホース・回収機内に残留していたフロン類が 10~
パージ作業	210g 回収できた。
ボンベ 同収継の得れ	回収機本体・ボンベ本体(主にバルブ部)からフロン類が徐々に漏れだしていた
ボンベ・回収機の漏れ	(放出量は測定不能)。

2006 年 8 \sim 9 月調査時に回収量が少なかった事業者において、上記作業を徹底したところ、以下の通り 1 台あたりの回収量が改善しました。





過充てん



フロン類が充てんされたボンベの内部は非常に高い圧力がかかっており、ボンベ上限重量を超えて過充てんされたボンベは、その圧力に耐えきれず破断する可能性があり大変危険です。また、破断によって飛散したフロン類が皮膚や目にかかると、やけどや失明に至ることがありますのでご注意ください。

ø ポイント

- ・『高圧ガス保安法』では、フロン類の種別ごとにボンベの内容積に応じて充てん量の上限が規定されています。上限を超えて充てんした場合(=過充てん)、『高圧ガス保安法』違反として罰則(6ヶ月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金)が科せられます。
- ・『高圧ガス保安法』では、過充てん防止機能を有する機器を使用することが規定されています。これらの機能を有する回収機を使用して、過充てん防止に努めてください。
- 所有するボンベの上限重量を適切に管理・把握するため、「ボンベ管理表」(7-4ページ)への記入をお勧めいたします。

① 過充てんの発生原因

- 過充てん防止機能を有する回収機器を使用していない
- 過充てん防止機能が正しく働いていない

例: ケーブル類(セーフティーケーブル)が正しく接続されていない ボンベが傾いた状態で回収を行っている

- フロートセンサーの変形、破損、汚れによる動作不良(ボンベ内蔵式の場合)
- フロートセンサーの動作不良は「過充てん防止機能タイプ別動作確認方法」(2-7 ページ)の動作確認方法では確認できない場合があります。異常を感じた場合は、早急に検査所(「回収容器検査所一覧」2-11 ページ)に点検を依頼してください。

② ボンベ上限重量の確認方法

ボンベには内容積が表示されており、この内容積とフロン類の種別 [CFC(R12)・HFC(R134a)] による充てん定数に応じて上限重量が決まります。

• ボンベ上限重量=ボンベ内容積÷フロン類種別ごとの充てん定数 [フロン類種別ごとの充てん定数]

種別	充てん定数
CFC (R12)	0.86
HFC (R134a)	0.95

ボンベの内容積の表示が V21 (21L ボンベ) と刻印されたボンベに HFC を充てんした場合の上限重量は以下の式になります。

 $V21 (L) \div 0.95 = 22.1 \text{kg}$

• なお、この上限重量を便宜的に想定する方法として、ボンベに表示されている内容積(L)を kg に置き換えて目安と することもできます。

V21 (21L ボンベ) → 21kg

■ メモ

満タン重量について

満タン重量とは、ボンベ空重量と内容積の合計重量のことです。

ボンベ空重量が 12kg、内容積(L)が 21の場合、満タン重量は以下の式になります。

12kg + V21 (L) = 33kg

[ボンベの内容積の確認方法]





パイント

あらかじめ満タン重量を算出しボンベに表記しておくと、回収のときに便利です。

③ 過充てん防止機能のタイプと動作確認方法

過充てん防止機能を有する回収機器を使用すると、充てん量が上限に近くになると自動的に回収作業が停止します。 過充てん防止機能が正常に動作しないと過充てんにつながるため、必ず回収作業を始める前に動作チェックを行う必要が あります。



ポイント

- 過充てん防止機能の故障時に備えて重量計での管理 (「過充てんを防止する」3-6 ページ) も併せて実施することをお勧めいた
- 過充てん防止機能が正確に動作しない場合は、機器メーカーに点検を依頼してください。
- 動作確認の具体的な方法については回収機、計量器の取扱説明書を参照してください。

過充てん防止機能は、以下に紹介するものがあります。

〔過充てん防止機能タイプ別動作確認方法〕

過充てん防止機能のタイプ 過充てん防止機能の動作確認方法 1. 空のボンベを正常な状態で接続し、電源を ON にして回収機の「満液ランプ」が消灯 ボンベ内蔵式 していることを確認する。 2. ボンベを逆さまにし、回収機の「満液ランプ」が点灯して回収が停止することを確認す 上記の動作が確認できない場合は、液面検知用のフロートセンサーの故障、あるいは回 収機の故障が考えられる。 フロートセンサー 1. 空のボンベを計量器の上に置き、正しく接続した後、計量器の「0 点調整」または「回 計量器内蔵式 収容器設定」を行なう。 2. 電源を ON にし、回収機の「満液ランプ」が消灯していることを確認する。 3. ボンベを手で押して重量を加え、「満液ランプ」が点灯して回収が停止することを確認 上記の動作確認ができない場合は、計量器または回収機の故障あるいは設定ミスが考え られる。 1. 空のボンベを正常な状態で接続し、電源を ON にして回収機の「満液ランプ」が消灯 計量器一体型回収機 していることを確認する。 2. ボンベを手で押して重量を加え、「満液ランプ」が点灯して回収が停止することを確認 する。 上記の動作確認ができない場合は、回収機の故障あるいは設定ミスが考えられる。

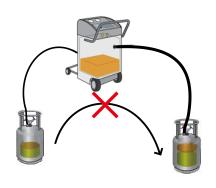


移充てん

移充てんは、しないこと。



ボンベの管理方法





- 『高圧ガス保安法』では、充てんするガスの名称を表示することが義務付けられています。
- フロン類の漏れが発覚した場合は、至急管轄の自治体へご相談ください。
- 何台も連続して回収するとボンベが高温になることがあります。温度管理にご注意の上、回収作業を行ってください。

フロン類のボンベは、日常の取扱いや管理が重要です。

管理が不十分なボンベは、フロン類の漏れの原因や『高圧ガス保安法』違反になりますので、以下を必ず実施してください。

状態	管理方法	参照ページ
AFA-AA VZA 8-08 FC	① バルブの確認 作業前にバルブのゆるみ・変形等がないことを確認してください。	2-16 ページ
AFA-XX VIA B-06 FC	② 可溶栓の確認 可溶栓に膨らみや溶けがないことを確認してください。	2-9 ページ
FA-XX VI 0-06 FC	③ 常に刻印が読める状態に 日頃からボンベの汚れをこまめに落とし、検査期限等の刻印が判別できるようにしてください。	1-3 ページ
AFA-XX VIZ RT34a	④ 充てんガス名称の明記 回収するガスの名称を明記し、異なるフロン種別を混入しないでください。	2-3 ページ 2-12 ページ
X	⑤ 適切な場所での保管 ボンベは直射日光の当たらない 40℃以下の場所に保管してください。	2-9 ページ
G-OB FCV	⑥ 検査期限の管理 検査期限内に必ず再検査してください。	2-10 ページ

■ メモ

可溶栓の確認方法

フロンボンベは、40℃以下に保つことが法律上規定されています。『可溶栓』にふくらみが見られる場合には内部圧力が上昇し、フロン 類の漏れや、可溶栓飛び出しによる事故の原因となるため注意が必要です。

特に6月から9月の夏季はボンベの使用・保管環境が高温となり、可溶栓が溶けることによるフロンの漏れが増える時期のため、注意 が必要です。



引き続き適正な保管をお願いします

- ・直射日光の当たらない涼しい場所で 作業/保管してください
- ・ボンベを 40 度以下に保ってください
- ・ 水を含ませたタオルをフロンボンベにか けるなどの対策を実施してください



回収機の管理方法



回収機や付属品のメンテナンスを定期的に行ってください。

ホースのカプラは接続を繰り返すうちにシール部が摩耗し、フロン類が漏れてしまう可能性があ ります。



メモ

異常があった場合は、回収機を購入した販売店か回収機メーカーにお問い合わせください。



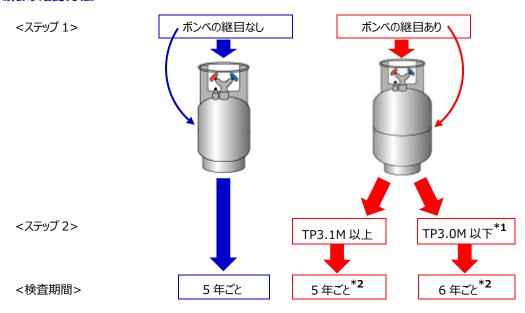
検査期限



検査期限が切れたボンベを使用することは漏れ・破損等の危険があり、そのまま使い続けることは『高圧ガス保安法』で禁止されています。

検査期限が迫ったボンベは、期限前に必ず再検査を行ってください。

① 検査期限の確認方法



- *1 V25 (25L ボンベ) 以上の場合は、5 年ごとです。
- *2 製造から、20 年以上経過した継ぎ目ありボンベの検査期限は 2 年ごとです。

耐圧試験圧力や検査期限は、ボンベ上部に刻印されています。



■ メモ

検査についてはボンベを購入された販売店やボンベメーカー、または次ページの検査所(2-11ページ)へお問い合わせください。

(参考) 回収容器検査所一覧

会社名	郵便番号	住所	電話番号
北海道エア・ウォーター㈱	061-3241	 北海道石狩市新港西 3 丁目 750 番地	0133-73-3790
(株)マルビシ高圧	989-6422	宮城県大崎市岩出山字重蔵 87-3	0229-72-1570
(株)ワコー産業	339-0071	埼玉県さいたま市岩槻区相野原 211-2	048-794-4500
大静高圧(株)	411-0945	静岡県駿東郡長泉町本宿 291-1	055-986-5485
三保産業㈱兵庫営業所	671-2515	兵庫県宍粟市山崎町五十波 1064 番地 7	0790-63-0695
株力州エルピー	849-0111	佐賀県三養基郡みやき町白壁 4305-2	0942-89-2344
沖縄フロン回収処理(株)	901-2134	沖縄県浦添市港川 401	098-874-2521

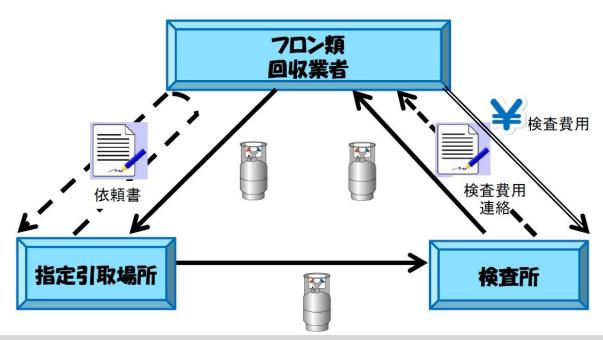
[※]上記表中の住所は、実際に検査をする場所とは異なる場合があります。

■ ポイント

再検査を受ける場合は、ボンベが満タンになっていなくても指定引取場所へ引渡してください。

②指定引取場所へ引渡後にボンベの検査期限切れが判明した場合

自再協独自の取り組みとして、指定引取場所から検査所への直送を実施しております。(検査所直送スキーム) 指定引取場所からの Fax・電話連絡にてご確認ください。



■ メモ

検査にかかる諸費用は、回収業者皆さまのご負担となります。 自ら手配して検査を受けられる場合は、通常通り返却します。

[※]費用等詳細は各検査所にお問い合わせください。

4 運搬基準

フロン類を運搬するときには、『自動車リサイクル法 (法第十三条/施行規則第七条)』で定められている運搬に関する基準に従って、フロン類を引渡し・運搬する必要があります。



ポイント

フロン類の運搬に関する基準

- 回収したフロン類の移充てんを行わないこと
- 回収容器は、転落、転倒等による衝撃およびバルブ等の損傷による漏えいを防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしない こと



フロン類の引渡しのための容器

『高圧ガス保安法』に適合した30リットル以下のボンベをご使用ください。

① ボンベおよびボンベ専用ケース

- ボンベには、白色の油性塗料等で「R12 用」「R134a 用」など、フロン類の名称を必ず明記してください。
- ボンベを指定着払い方式で引き渡すときは、ボンベ専用ケースへの梱包が必要です。専用ケースは無償貸与しますので、希望される場合は、「ボンベ専用ケース発注申込書」(7-3 ページ)に必要事項をご記入の上 FAX でお申し込みください。





ボンベ専用ケース

■ メモ

ボンベ専用ケースは、各社専用ではありません。

ボンベ引渡時とは別のケースで返却されますのでケースには事業者名やフロン類の種類等を記入しないようお願いいたします。





注意

引渡報告(センター報告)は、運搬業者にボンベを引渡してから行ってください。

回収したフロン類の引渡しのときは、「運搬基準」(2-12 ページ)および「引取基準」(2-16 ページ)に従ってフロン類を 運搬する必要があります。

運搬方法には、運搬業者に委託し、指定引取場所に運搬する「指定着払い方式」と、フロン類回収業者にて指定引取場 所に持ち込む「持ち込み方式」の2つがあります。

① 指定着払い方式を利用する場合

- 提携運搬会社に委託することで、大型ボンベ・専用パレットの指定引取場所までの運搬および返却が、効率的に行わ れます。
- 運搬費用は、提携運搬会社へ直接支払われるため、フロン類回収業者が運搬料金を支払う必要はありません。(フロ ン類回収業者への運搬料金の支払いはありません)
- ボンベサイズは、ボンベの刻印を現場で予め確認の上集荷依頼を行ってください。

ボンベ刻印(内容積)	ボンベのサイズ
V12 未満	10 kgボンベ
V12 以上~V15 未満	12 kgボンベ
V15 以上~V23 未満	20 kgボンベ
V23 以上~V30 以下	24 kgボンベ



• 集荷のときに専用伝票を持ってお伺いしますので、「自動車フロン類引渡状」は不要です。

Web で依頼するとき

電子マニフェストシステム「都度入力・引渡報告 |画面上で集荷依頼を行ってください。

<集荷依頼方法>



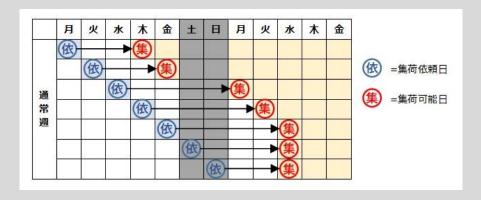
- フロン類回収工程のメニュー選択画面で「1.5 都度入力」を選択。
- パレットを発送拠点経由で発送する場合は、「1.9 荷姿変更」を選択。
- ② 引き渡すボンベの「集荷依頼」欄のチェックボックス(□)をクリックしてチェック(□)。
- ❸「集荷依頼のときの指定項目」欄で、集荷希望日、希望時間帯、ボンベ・パレットサイズを選択。
- ○『集荷依頼』ボタンをクリック。



メモ

集荷可能日

集荷依頼後、最短で3日後(土日祝を除く)に集荷に伺います。



電話で依頼するとき

フロン回収コールセンターに電話し、集荷依頼を行ってください。

フロン回収コールセンターより以下事項を確認させていただきますので、事前にご準備ください。

【確認事項】

- ・事業所コード
- ・集荷依頼を行うボンベの荷姿 ID (CHxxxx・・・・)
- ・ボンベのサイズ
- ·集荷希望日

《専用窓口》 フロン回収コールセンター TEL: 0120-260-994

(受付時間 9:00~17:30) 土曜・日曜・祝祭日は除く

FAX で依頼するとき

フロン回収コールセンターにボンベ集荷依頼書を FAX し、集荷依頼を行ってください。

ボンベ集荷依頼書に

上記【確認事項】を記入して FAX。

依頼書は、自再協 HP(http://www.jarp.org/)

よりダウンロードしてください。

《専用窓口》

フロン回収コールセンター FAX:0120-260-995 (受付時間 9:00~17:30)

土曜・日曜・祝祭日は除く



ポイント

集荷依頼のときは、フロン回収コールセンターより以下の内容を電話にて確認させて頂きます。

- フロン類充てんボンベのバルブ閉栓がされていること
- 漏れ防止キャップの締め付けが行われていること
- ボンベ専用ケースへの確実な梱包がされていること

② 持ち込み方式を利用する場合

- 空のボンベは、フロン類回収業者自ら、またはフロン類回収業者が手配した運搬業者が指定引取場所で受け取ってください。
- 運搬料金は、フロン類回収業者に支払われるため、運搬委託する場合は、運搬業者へ運賃を支払う必要があります。
- 持ち込み方式を利用する場合、「自動車フロン類引渡状」の記入・添付が必要になります。 引渡状は、自再協 HP(http://www.jarp.org/)よりダウンロードしてください。



メモ

自動車リサイクルシステムへの登録申込時に「指定着払い方式」を選択していない事業者が着払いで指定引取場所に送った場合には、指定引取場所で引取りを行わないか、フロン類回収料金から運搬料金分を減額することになります。



指定引取場所

フロン類の指定引取場所は、発送地の区分ごとに設置しております。

〔自動車フロン類 指定引取場所一覧〕

日到年プロク規・旧だ、川以徳川・見)				
発送地	指定引取場所(兼 破壊施設)			
北海道	早来工営(株)札幌工場 〒061-3242 北海道石狩市新港中央 3-750-6			
青森 岩手 宮城 秋田 山形 福島 栃木 群馬 新潟 富山	エコシステム秋田(株) 〒017-0005 秋田県大館市花岡町字堤沢 42			
茨城 埼玉 千葉 東京 神奈川 山梨 長野 静岡 愛知	AGC(株)千葉工場 〒290-8566 千葉県市原市五井海岸 10			
石川 福井 岐阜 三重 滋賀 京都 大阪 兵庫 奈良 和歌山 鳥取 島根 岡山 広島 山口 徳島 香川 愛媛 高知	エコシステム山陽(株) 〒708-1523 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原 1125			
福岡 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島	サツマ酸素工業(株) 〒891-0115 鹿児島県鹿児島市東開町 3-42			
沖縄	沖縄フロン回収処理(株) 〒901-2134 沖縄県浦添市港川 401			



ポイント

破壊が完了したボンベは、原則 15 日以内に引き渡していただいた事業所に返却します。

引取基準



フロン類を指定引取場所に引き渡すときは、フロン類の適正かつ確実な引取りのために「引取基準」に適合する必要がありま す(『自動車リサイクル法(法第十三条/施行規則第七条)』)。

自動車メーカーは、回収・保管・運搬の各工程において安全を確保するとともに、フロン類の漏れを防止し、フロン類回収業 者の利便性や社会的効率性を実現するため、以下のとおり引取基準を設定しています。



ポイント

引取基準に定める「性状」「荷姿」「引取方法」に適合しない場合、原則として引取拒否となり、フロン類回収料金が支払われません のでご注意ください。

基準の主な内容

性状

- 使用するボンベには、異なるガス種 [CFC (R12) /HFC (R134a)] を混入しないこと
- 再利用するために回収したフロン類と、自動車メーカー等に引き渡すフロン類を混入しないこと

整備時に回収したフロン類と、自動車メーカー等に引き渡すフロン類を混入しないこと 『高圧ガス保安法』/安全確保 安全確保 検査期限 充てんガス種 適正ボンベ 可溶栓 11/ 検査実施年月は刻印で確認でき R12 07-11 と刻印がある 2011 年 7 月に検査実施 ボンベが検査期限内で | ・ ボンベに表示された種別 『高圧ガス保安法』の 可溶栓が変形、漏出 のフロン類を充てんすること 規定のボンベであるこ あること していないこと

荷姿

- 保安上の観点から、自動車メーカー等が定める「ボンベ引渡時のガイドライン」に従って引き渡すこと
- 自動車フロン類引渡状が大型ボンベ・専用パレットごとに添付されていること(指定着払い方式は不要)



引取方法

- 事前に申請された運搬方法でフロン類を指定引取場所に引き渡すこと
- 電子マニフェスト制度による引渡報告が行われていること

(SE)

ポイント

ボンベ引渡時のガイドライン

- ・『高圧ガス保安法』に適合した30リットル以下のボンベを使用すること
- ボンベを使用する場合は、『高圧ガス保安法』に定める検査期限内のボンベを使用すること
- ボンベの上限重量内でフロン類を充てんすること
- ボンベを指定引取場所に引き渡すときは、充てんされたフロン類が漏れないよう、以下の対策を講じた上で引き渡すこと

〔指定着払い方式で運搬する場合〕

- ボンベのバルブをしっかり密封すること
- ・ボンベの充てん口に「漏れ防止キャップ」を装着すること
- ・自動車メーカー等が配布する運搬用専用ケースに確実に収納すること
- ・運搬業者との受渡時には必ず立ち会う等、間違ったボンベを渡さないこと

〔自社で運搬する場合〕

・フロン類が漏れることがないよう、上記〔指定着払い方式で運搬する場合〕に準ずる対策を講じること

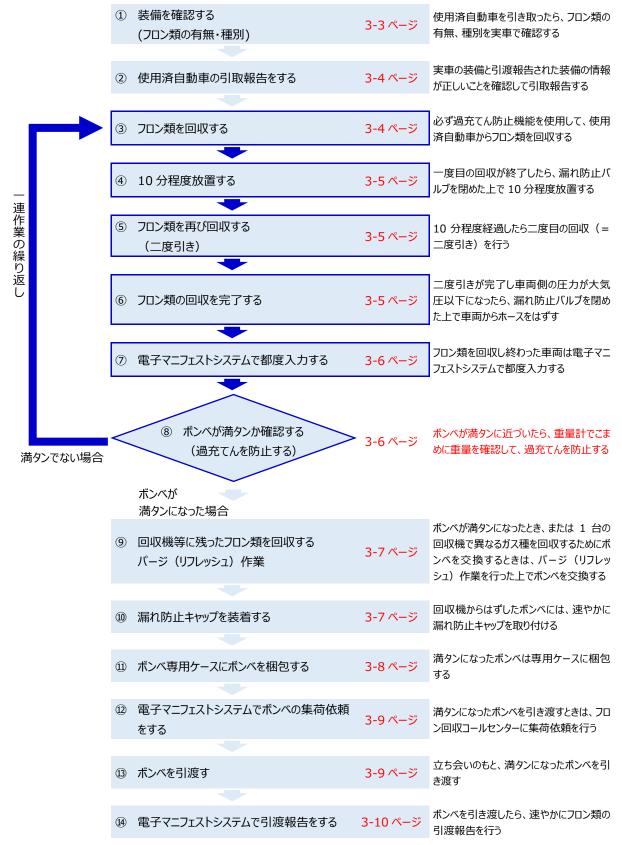


3章回収作業の手順

		ページ
1	作業の流れ	3-2
2	フロン類回収の手順	3-3
3	引渡しの手順	3-9

1 作業の流れ

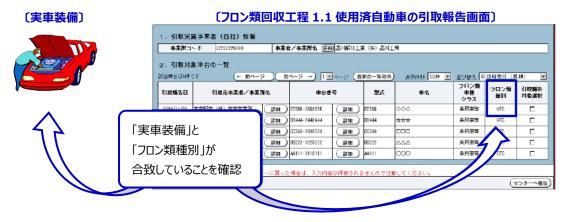
フロン類の回収業務は、以下の手順で実施してください。(指定着払い方式を利用した場合)



2 フロン類回収の手順

指定着払い方式を利用した場合

① 装備を確認する(フロン類の有無・種別)

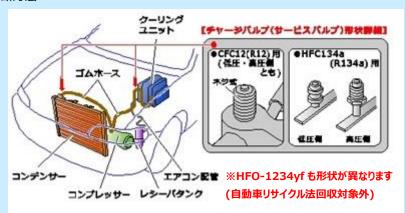


「実車装備」と「フロン類種別」が一致していないときは

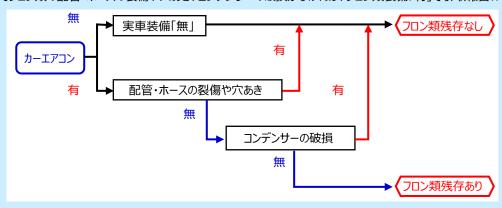
引取業者に連絡し、装備またはフロン類種別の修正を依頼してください。



- 引き取った使用済自動車が『フロン類回収工程』で確認できない場合は、『引取工程』でフロン類装備「無し」で引渡報告されている可能性があります。この場合は、引取業者にご確認ください。
- ・ フロン類残存の判断方法



事故等でフロン類の配管・ホースの裂傷や穴あき、コンデンサーの破損がなければ、フロン類装備「有」で引取報告!!



② ①に誤りがなければ使用済自動車の引取報告をする

〔フロン類回収工程 1.1 使用済自動車の引取報告〕



③ フロン類を回収する

〔過充てん防止機能を有する回収機器を使用して回収〕



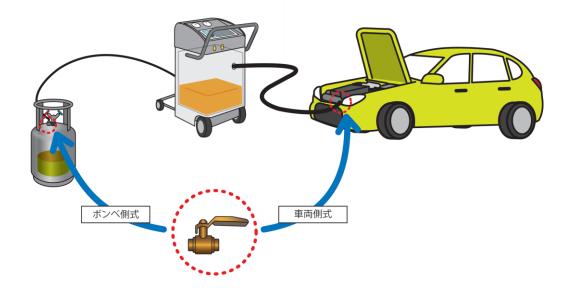
※過充てん防止機能の詳細については 2-7 ページをご確認ください。



④ 10 分程度放置する

〔漏れ防止バルブを閉めて待機〕

ホースや回収機に溜まったフロン類が漏れないよう、漏れ防止バルブをしっかり閉めて密封した上で放置



⑤ フロン類を再び回収する (二度引き)

〔回収機等のゲージ圧力が上昇したら再度回収〕



ポイント

放置時間が短いと、オイルに溶け込んだフロン類が完全に気化しきれません。 必ず 10 分程度放置した上で二度引きを実施することで、20~50g 程度回収できる可能性があります。

⑥ フロン類の回収を完了する

〔漏れ防止バルブをしっかり閉めた上で車両からホースをはずす〕



⑦ 電子マニフェストシステムで都度入力する

〔フロン類回収工程 1.5 都度入力・引渡報告〕



感 ポイント

都度入力画面を印刷し、現場作業時のチェックシートとして活用すると、実績の管理を効率的に行うことができます。

⑧ 過充てんを防止する

〔ボンベが満タンに近づいたら、重量計でこまめに重量を確認して過充てんを防止〕



ℊ ポイント

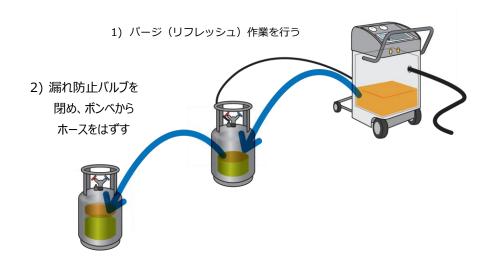
あらかじめ空ボンベの重量を測定し、その空重量とボンベ刻印の『V』以降の数値とを足した値を満タン重量としてボンベに表記しておきます。 (2-6 ページ)

毎朝始業時にボンベの重量を測定し 1 日の回収目安を立て、満タンに近づいたらこまめに重量計で確認して、過充てん防止に努めてください。

⑨ 回収機等に残ったフロン類を回収する (パージ (リフレッシュ) 作業)

〔回収機やホース内に残ったフロン類をボンベへ充てん〕

ホース内や回収機には 200g 程度のフロン類が溜まっていることがありますので、ボンベが満タンになったとき、または 1 台の回収機で異なるガス種を回収するためにボンベを交換するときは、パージ(リフレッシュ)作業を行った上でボンベを交換します。



⑩ 漏れ防止キャップを装着する

〔フロン類の大気放出防止対策〕

回収が完了し満タンになったボンベは、ボンベのバルブをしっかり閉め、ボンベの充てん口に漏れ防止キャップを装着



(ss)

ポイント

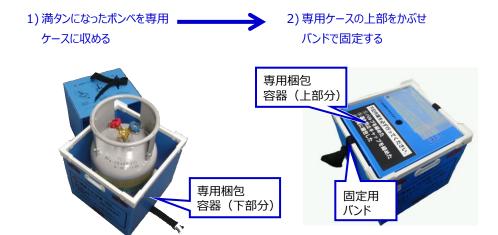
漏れ防止キャップは無償提供します。提供を希望される場合は 7-2 ページの「漏れ防止キャップ発注申込書」に必要事項をご記入の上 FAX でお申し込みください。

⑪ ボンベ専用ケースに梱包する



- ・ 大型ボンベを指定着払い方式で引き渡すときは、ボンベ専用ケースへの梱包が必要です。
- ・ 運搬時の転倒等によるフロン類の漏れを防止するため、以下作業を実施してください。
- ・ボンベのバルブをしっかり閉め密封する
- ・ボンベの充てん口に漏れ防止キャップを装着する
- ・ボンベ専用ケースへ確実に梱包する

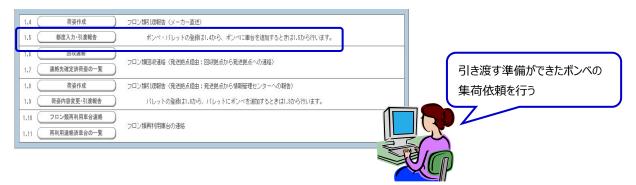
〔確実な梱包〕



3 引渡の手順

② 電子マニフェストシステムで大型ボンベまたはパレットの集荷依頼をする

〔フロン類回収工程 1.5 都度入力・引渡報告〕



集荷依頼は、電話・FAX でも行えます。
 各集荷依頼方法の詳細は 2-13 ページをご確認ください。

劇 ポイント

集荷依頼のときは、フロン回収コールセンターより以下の内容を電話にて確認させて頂きます。

- フロン類充てんボンベのバルブ閉栓がされていること
- 漏れ防止キャップの締め付けが行われていること
- ボンベ専用ケースへの確実な梱包がされていること

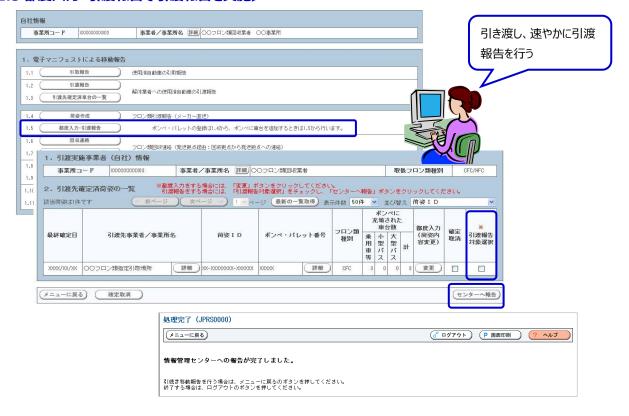
③ ボンベとパレットを引渡す

〔指定引取場所への引渡し〕



(4) 電子マニフェストシステムで引渡報告をする

〔1.5 都度入力・引渡報告で引渡報告を実施〕



4章料金の支払い

			ページ
1	フロ]ン類の回収・運搬料金の支払い	4-2
	1	フロン類の回収・運搬料金	4-2
	2	フロン類の回収・運搬料金の支払い	4-3

1 フロン類の回収・運搬料金の支払い



フロン類の回収・運搬料金

- フロン類の回収と指定引取場所までの運搬に要する費用について、自動車メーカー等が定めるフロン類回収料金に基づき、フロン類回収業者にお支払いします。
- 以下のそれぞれの料金は、自動車メーカー等がホームページで公表しています(自再協のホームページ (http://www.jarp.org) から、各社のホームページへのリンクが活用できます)。

①フロン類の回収料金

- 自動車メーカー等が定める「自動車1台あたり」のフロン類回収料金をお支払いします。
- 回収料金はフロン類の引渡報告に基づきお支払いします。

■ メモ

乗用車 1 台あたりのフロン類基準引取量を上回った場合は、自動車メーカー等が定めるフロン類回収料金をお支払いします。 基準引取量を下回った場合は、その量に比例して回収料金が減額されます。

なお、フロン類の回収作業を適正に行った結果、回収量が Og だった場合は、作業費用として 320 円をお支払いします。

②フロン類の運搬料金

- フロン類の引き渡しのとき、「指定着払い方式」を利用する場合は、運搬料金は提携運搬会社に直接支払われるため、フロン類回収業者への支払いはございません。
- 「持ち込み方式」を利用する場合、運搬するボンベの規格ごとに「ボンベ1本あたり」の往復運賃をお支払いします。なお、この場合のフロン類の運搬料金は、回収料金とあわせてお支払いします。

③お支払方法

- フロン類の回収料金や運搬料金(往復)は、電子マニフェストシステムでのフロン類の引渡報告に基づきお支払いします。
- お支払額は、毎月1日から月末までに指定引取場所で引取報告が行われたフロン類で、翌月末日に自動車リサイクルシステム登録申込み時に登録されたご指定の口座にお振り込みします。
- 支払金額の明細およびフロン類の引取量については、事業者単位で「自動車フロン類引取量通知書 兼 料金支払明細書」を入金日までに自再協より送付いたします。



ポイント

「指定着払い方式」をご利用の場合は、運搬料金は提携運搬会社に直接支払われます。



フロン類の回収・運搬料金の支払い

自動車フロン類引取量通知書 兼 料金支払明細書

					105-0012	発行	E 2005/02/2
+ 21 -h	- L				東京都港区大門1	_1_20	
自動車フロン類引取量に	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	兼	科金支払明細書		日本自動車会館 1	6 Mg	
平泉は格別のご高配を贈り、厚くお礼申し上げます。	今回のお安	払内容をご連	まします。			自動車再資源化協力機構	申
						TEL:03-5673-739 「クルシステムコンタクトセンター	
	1	通知対象期間	2005/01/01 ~ 200	5/01/31			
105-0012 東京都港区新橋〇丁目〇番〇号		事業者名 コ ー ド	△△解体工業株式会社 012345678901	運搬方式:着払			
		支	払情報				
△△摒体工業株式会社	2	据込予定日 振 込 先	2005/02/28 金融機関名:○○銀行 口庫名義人:△△昇体工業株式会社	支	3名:△△支店	普通口	± 1234567
自動車フロン類回収ご担当者 様	6	支払額合計		492 円			
(カスタマーパーコード)	3	4 内		フロン領回収料金開整額			
(DNP製造管理用コード類)			72,850円 フロン 販運搬料金 0円	フロン緊逐業料金調整額	0円 合計模 0円	消費税 72、850円	3. 642F
回収実績(料金支払先合計) _ 回収実績(ヶ形)、 発送事務後(ヶ形)、ボンベ・パレット目 1 1			知らせ MCFC5同配表 (kg) <u>CFC5同配台</u> 19. 123	:(金) <u></u>	:(kg) ⊾HFC8D8 c± 0	徽 (他) 0	
回収事業所徴(ヶ所)。 発送事業所徴(ヶ所)。 ポンペ・パレット値		*/個) <u>*</u> 1 うち 9	建 CFC引取車(bg) <u>CFC引取計</u> 19. 123 利用車等	47	_	0	
回収事業所徴(ヶ所)。 発送事業所徴(ヶ所)。 ポンペ・パレット値		*/**) <u>,</u> 1 55 3	第 CFC 引取者 (kg) <u></u> CFC 引取台 19.123	47	_	0	

1 通知対象期間

支払いの対象となる期間を記載しています。この期間に指定引取場所で引取報告が行われたフロン類が対象となります。

2 振込予定日·振込先

振込予定日、および自動車リサイクルシステム事業者情報登録申込み時に指定した振込先金融機関と口座情報などを記載しています。

3 支払額合計

全事業所への支払い金額の総額(消費税込み)を記載しています。

4 内訳

フロン類回収料金、フロン類運搬料金のそれぞれごとに、全事業所分の合計金額(消費税抜き)を記載しています。また、前月の支払金額に過不足があった場合には、調整額欄に記載します。

6 偏考

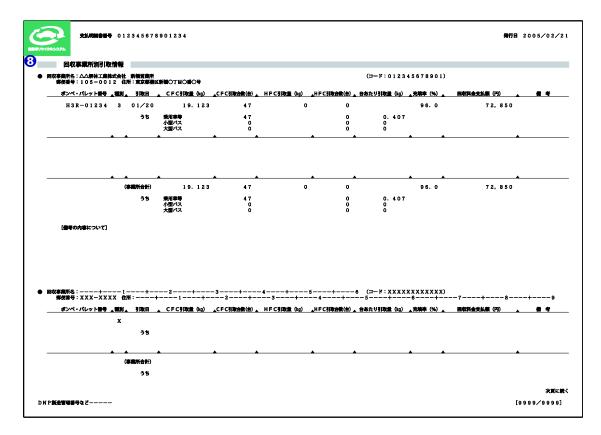
前月の支払金額に過不足があり、料金調整を行った場合は、備考欄にその理由などを記載します。

6 お知らせ

自再協からの連絡情報を記載します。

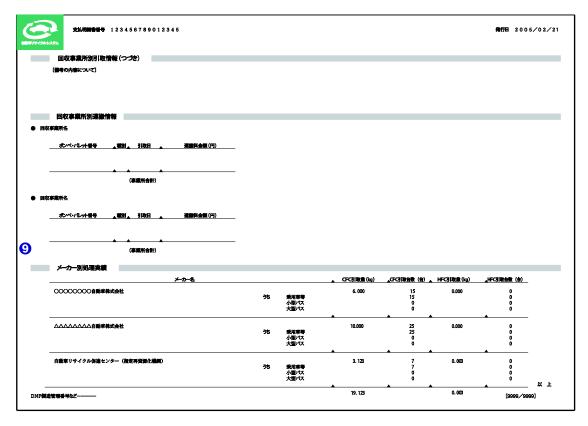
7 回収実績(料金支払先合計)

フロン類回収業者の事業所数、および全事業所で引き取られた量、車台数などの合計を記載しています。



8 回収事業所別引取情報

事業所別のボンベごとの引取実績を記載しています。複数事業所がある場合は、全ての事業所について同様の情報を記載します。「充填率」の欄は、ボンベの規定量に対する実際の引き取り量の割合を表示しています。



9 メーカー別処理実績

自動車メーカー別のフロン類の引取りの実績を記載しています。

5章その他の手続き

			ページ
1	フロ	lン類の再利用	.5-2
	1	フロン類の再利用連絡	. 5-2
	2	フロン類の再利用連絡の手順	. 5-2
2	フロ	lン類の年次報告	.5-3
	1	フロン類の年次報告について	. 5-3
	2	フロン類の年次報告の手順	. 5-5
3	事	業者登録情報の変更・削除	.5-6
	1	フロン類回収工程の事業者の場合の基本フロー	. 5-6
4	ボン	<i>∨</i> ベ専用ケ−ス	.5-8
	1	ボンベでフロン類を引渡す事業者	. 5-8
5	自	動車フロン類引渡状	.5-9
	1	自動車フロン類引渡状について	. 5-9
	2	自動車フロン類引渡状入れ	. 5-9

1 フロン類の再利用



フロン類の再利用連絡

回収したフロン類を再利用する場合は、電子マニフェストシステムで「フロン類再利用車台連絡」を行う必要があります。フロン類を再利用用ボンベに充てんした都度、すみやかに「1.10 フロン類再利用車台の連絡」を行ってください。



ポイント

フロン類を再利用する場合は、フロン類を再利用用ボンベに充てんした年度で「フロン類再利用車台の連絡」を行ってください。



フロン類の再利用連絡の手順

〔1.10 フロン類再利用車台の連絡〕



- 再利用する車台の「再利用対象選択」欄をチェック
- ② フロン類を再利用した年度「報告年度」欄より選択 ※通常は現在の年度をデフォルト表示しています。
- (3) 「確定」をクリックします。



メモ

詳細は「パソコンを利用した移動報告(電子マニフェスト)詳細マニュアルフロン類回収工程編」を参照してください。

2 フロン類の年次報告



フロン類の年次報告について

回収したフロン類を自動車メーカー等に引き渡す場合は、電子マニフェストシステムで「フロン類年次報告」を行う必要があります。事務所ごとの前年度の実績を毎年度終了後、1ヵ月以内(4月末まで)に行ってください。



メモ

毎年4月末までに事業所ごとの年次報告が行われない場合は、情報管理センターから各自治体等に報告されます。

(g)

ポイント

フロン類年次報告に必要な項目

- 1) 自動車メーカー等への引渡量*1
 ・前年度に自動車メーカー等に引き渡したフロン類の種別(CFC(R12)/HFC(R134a)) ごとの量
- 2) 再利用量^{***2**}
 - ・前年度に再利用した台数およびフロン類の種別(CFC(R12)/HFC(R134a))ごとの量
- 3) 保管量^{*3}

前年度3月末日に保管していたフロン類の種別(CFC(R12)/HFC(R134a))ごとの量



メモ

- *1 自動車メーカー等における引取量が、電子マニフェストシステムの画面上で自動的に計算・表示されるため、これを参考に入力してください。
- *2「フロン類再利用車台の連絡」により、フロン類を再利用した車台番号および台数は、システム上で記録されていますが、再利用量については、各事業所において記録しておく必要があります。
- *3 保管量は、各事業所において記録しておく必要があります。
- フロン類の年次報告を行う前に、報告対象年度の移動報告実施状況(%表示)を確認し、報告状況が低い場合には、再利用連絡で連絡もれがあった可能性が考えられますので、必要に応じて再利用車台連絡を行うようにしてください。報告期間中(4月末まで)は修正可能です。
- 報告がされていない場合、報告が実施されるまで、メニュー画面上に「フロン類年次報告を忘れずに報告してください」と 赤字で警告表示されます。
- 報告期限(4月末まで)内に報告がなかった場合は、情報管理センターから自治体等へ報告されます。なお、前年度 に回収実績がなかった場合でも報告が必要となります。



劇 ポイント

年次報告のために、フロン類回収実績日次管理台帳 *1 に「kg 単位」で記録しておくことをお勧めします。 詳細は、「パソコンを利用した移動報告(電子マニフェスト)詳細マニュアルフロン類回収工程編」を参照してください。

年次報告の対象業者

前年度(4月~翌年3月)		自治体登録(当年度4月1日時点)		
回収実績	保管	有 (実業)	無(廃業)	
_	有	0	0	
有	無	0	0	
4m.	有	0	×	
無	無	0	×	

○:報告 必須 ×:報告不要

*1 フロン類回収台帳サンプル

	フロン類回収台帳							
	13. 4	上限重量	kg					
7	ボンベ番号							
		フロン種別	HFC · CFC					
No.	車台番号	回収後のボンベ重量						
1								
2								
3								
4								
5								
6								



フロン類の年次報告の手順

〔3.1 フロン類年次報告〕

① 報告対象年度の選択



動物を表する。

報告対象年度を確認し、「選択」ボタンをクリックします。

8

ポイント

報告対象年度は、前年度および前々年度が表示されます。前々年度分が未報告の場合、はじめに前々年度分の報告がなされないと前年度分の報告はできません。

② フロン類年次報告

事業所ごとの前年度の実績を情報管理センターへ報告



- 前年度に自動車メーカー等(指定引取場所)に引き渡したフロン類の種別ごとの量を入力し「計算」をクリックし、 合計値を表示します。
- 前年度に再利用した台数およびフロン類の種別ごとの量を入力し「計算」をクリックし、合計値を表示します。
- ❸ 前年度3月末日に保管していたフロン類の種別ごとの量を入力し、「計算」をクリックし、合計値を表示します。
- ⁴「センターへ報告」をクリックします。



メモ

詳細は、「パソコンを利用した移動報告(電子マニフェスト)詳細マニュアルフロン類回収工程」を参照してください。

3 事業者登録情報の変更・削除

事業者(事業所)情報に変更が生じた場合は、自治体および自動車リサイクルコンタクトセンターにて変更手続きを行って ください。変更されていない状態で事業を継続されると、フロン類の回収・運搬料金のお支払いができないことがありますのでご 注意ください。

Pas

ポイント

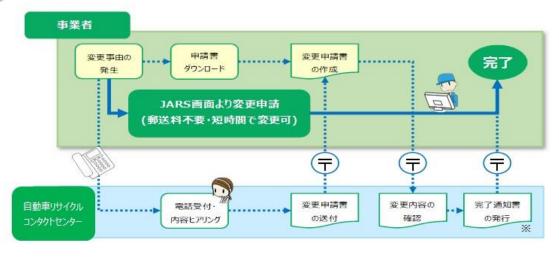
- ・事業所等の閉鎖等による「削除」の場合も同様に手続きしてください。
- ・一部の登録情報については WEB 上での変更が可能です。詳細は下記 HP をご覧ください。

自動車リサイクルシステム TOP ページ>02.フロン類回収業者>各種申請書書式>【引取・フロン類回収・解体・破砕業者の方】 事業者登録情報の確認・変更について

・下記の手続きとは別に、自治体への変更届出が必要となる場合がありますのでご注意ください。



フロン類回収工程の事業者の場合の基本フロー



 \longrightarrow

WEB で申請する流れ

•••••

郵送で申請する流れ



ポイント

WEB で変更できる登録情報

- 事業者電話番号、FAX 番号
- 事業者の担当部署名、担当者名、住所、電話番号、FAX番号
- 業者情報公開可否
- 事業所電話番号
- 事業所担当部署名、担当者名、メールアドレス、電話番号、FAX番号

劇 ポイント

郵送で変更できる登録情報

- 事業者に関する内容(事業者名・代表者名・所在地・電話番号・FAX番号)を変更する場合
- 事業者の担当部署に関する内容(担当部署名・担当者名・電話番号・FAX番号)を変更する場合
- 事業所に関する内容(事業所名・所在地・電話番号)を変更する場合
- 事業所の担当部署に関する内容(担当部署名・担当者名・電話番号・FAX番号・e-mail)を変更する場合
- システム登録完了通知書・支払明細書の送付先を変更する場合
- 自動車リサイクルシステムに登録している金融機関口座を変更する場合
- フロン類の運搬方法を変更する場合
- 自治体に登録されている取扱いフロン類種別(CFC(R12)、HFC(R134a)または両方)を変更する場合
- ・ ボンベ種類(大型・1 リットル・両方)を変更する場合
- ・ 事業所分類(発送拠点・回収拠点・メーカー直送のみの拠点)を変更する場合
- 事業所の主たる業務(新車販売・中古車販売・自動車整備・中古部品販売/ELV 解体/粉砕等) を変更する場合

書類送付先・お問い合わせ先

自動車リサイクルコンタクトセンター

郵便/〒105-8691 東京都芝郵便局 私書箱第8号

公益財団法人自動車リサイクル促進センター 業者登録グループ

電話/050-3786-7755

※自動車リサイクルコンタクトセンターとは、関連する事業者からの

自動車リサイクルシステムへの登録円滑に行うために設置した当方的な受付窓口です。

お問い合わせ先受付時間

(9:00~18:00 土·日祝日·年末年始除()

4 ボンベ専用ケース



ボンベでフロン類を引渡す事業者

専用ケースは無償貸与しますので、希望される場合は、「ボンベ専用ケース発注申込書」(7-3 ページ)に必要事項をご記入の上 FAX でお申し込みください。



5 自動車フロン類引渡状



自動車フロン類引渡状について

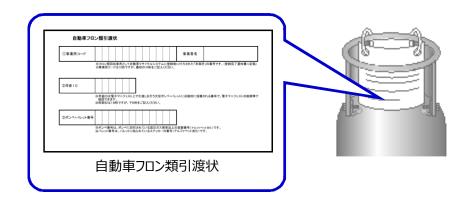
- 持ち込み方式を利用し、フロン類回収業者自ら、またはフロン類回収業者が手配した運搬業者がボンベを指定引取場所に運搬する場合、以下の「自動車フロン類引渡状」の記入・添付が必要になります。
- 指定着払い方式を利用する場合、自動車フロン類引渡状は不要です。

(SS)

ポイント

引渡状は、自再協 HP よりダウンロードしてください

http://www.jarp.org/



2

自動車フロン類引渡状入れ

- ボンベの取手部分に「自動車フロン類引渡状入れ」をセットし、両端を付属のバンドで固定してください。
- バンドでの固定が難しいボンベの場合は、ガムテープ等を利用してしっかり固定してください。

(SER)

ポイント

「自動車フロン類引渡状入れ」をご希望の場合は、自再協までご連絡ください

TEL: 03-5405-6150

6章よくあるお問合せ

		ページ
1	電子マニフェストシステム	6-2
2	ボンべについて	6-3
3	集荷•返却	6-4
4	廃業について	6-5

\langle 1 \rangle

電子マニフェストシステム

Q1

(ボンベ引渡前・引渡後)

フロン類を回収した車台とボンベの紐付けがわからなくなった。

A₁

ボンベ本数と紐付けがわからない台数・ボンベ番号・フロン種別及び発生状況をわかる範囲で確認した上で、管轄の自治体にご相談ください。

Q2

(ボンベ引渡後)

回収したフロン(車台)の紐付けを忘れて引渡報告をしてしまった。

① 電子マニフェストシステム上の修正が可能な場合 (指定引取場所が引取報告した日の翌月の4日以前の場合)

→ 修正が必要な荷姿情報 (荷姿 ID もしくはボンベ番号と引渡報告日) をわかる範囲でご確認の上、自再協にご連絡ください。

TEL: 03-5405-6150 (自動車再資源化協力機構 代表)

A2

②電子マニフェスト上の修正が不可能な場合

(指定引取場所が引取報告した日の翌月の5日以降の場合)

→ 紐付/引渡報告し忘れた台数、紐付ける/引渡報告するべきだった荷姿の情報(荷姿 ID もしくはボンベ番号と引渡報告日)、紐付/引渡報告を忘れた理由をわかる範囲でご確認の上、管轄の自治体にご相談ください。

Q3

指定引取場所で引取報告されているため移動報告の修正ができない。

A3

荷姿の情報(荷姿 ID もしくはボンベ番号と引渡報告日)と修正する理由をわかる範囲でご確認の上、自再協に ご連絡ください。

TEL: 03-5405-6150 (自動車再資源化協力機構 代表)

Q4

荷姿を作成したいが「処理中」となってしまい作成できない。

A4

同じボンベ・パレット番号で複数の荷姿作成をすることはできません。

引渡報告未実施のボンベ・パレット番号に同じ番号がないかご確認ください。



ボンベについて

- **Q5** 再検査期限間近のためボンベの検査を行いたいが、回収したフロンが入っている。
- ボンベの検査は、空の状態で行うため、満タンになっていなくても指定引取場所に引渡してください。 **A5** 指定引取場所より満タンになっていないと指摘を受けた場合は、ボンベの再検査の為である旨をお伝えください。 なお、検査の詳細内容については、ボンベの購入先または回収容器検査所にお問合せください。(2-11 ページ)
- **Q6** ボンベはどこで購入すればよいか。
- A6 回収機に合ったボンベをご使用いただく必要がありますので、回収機の購入先、または下記 HP よりご確認ください。 日本冷凍空調工業会 TOP ページ> 関連製品> フロン回収機> 冷媒回収機委員会参加会社一覧
- **Q7** ボンベ番号はボンベのどこに刻印されているか。
- ▲7 ボンベの上部にアルファベットと数字の組み合わせで刻印されています。(2-10 ページ・7-5 ページ)

集荷·返却

A8

A9

Q8 集荷依頼をしたが集荷に来ない。

①Web で集荷依頼した場合

→フロン回収コールセンターから集荷日の変更確認電話はありましたか?

金曜日に集荷依頼を行った場合、翌週水曜日以降の集荷となりますので、月曜日以降にフロン回収コールセンターから確認電話をさせていただいております。

連絡がない場合には、フロン回収コールセンターの専用窓口にご確認ください。

TEL: 0120-260-994 (フロン回収コールセンター)

②TEL で集荷依頼した場合

→専用窓口以外に連絡していませんか?再度ご確認ください。

TEL: 0120-260-994 (フロン回収コールセンター)

Q9 ボンベを集荷に出した場合、何日後に返却されるのか。

原則 15 日以内に返却されます。

15 日を超えても返却されない場合は、状況を確認いたしますので、ボンベ番号・ボンベ発送日をご確認の上、自再協にお問合せください。

TEL: 03-5405-6150(自動車再資源化協力機構 代表)

Q10 リサイクルシステムの登録住所以外の場所へ集荷に来て欲しい。

リサイクルシステムの登録住所以外の場所へ集荷にお伺いすることは、出来兼ねます。

なお、登録している事業者(事業所)住所に変更が生じた場合は、自動車リサイクルコンタクトセンターにて変更 手続きを行ってください。

A10 TEL: 050-3786-7755 (自動車リサイクルコンタクトセンター)

なお変更手続きが完了するまでに日数を要しますので、変更前住所へ集荷にお伺いしないよう、フロン回収コールセンターの専用窓口に集荷依頼をしてください。

TEL: 0120-260-994 (フロン回収コールセンター)



廃業について

Q11 廃業する(した)が、回収したフロンが入ったボンベがある。

A11 フロン類が入ったボンベは、満タンになっていなくても指定引取場所に引渡してください。 なお、指定引取場所に引渡したらすみやかに電子マニフェストシステムで引渡報告を行ってください。

Q12 ボンベ専用ケースが不要になった。

ボンベ専用ケースは、自再協にご一報の上ご返却ください。 なお、送料は、事業者様にてご負担いただきますようお願いいたします。

A12 〒105-0012 東京都港区芝大門 1-1-30 日本自動車会館 16F

一般社団法人 自動車再資源化協力機構

フロングループ 宛

TEL: 03-5405-6150

Q13 廃業する (した) ため、ボンベを処分したい。

空のボンベは、同業者に譲渡するか、またはボンベ購入先に処分方法をご確認ください。

なお、フロン類が入ったボンベは、空の状態になってから処分してください。

A13 ボンベ購入先が不明の場合には、下記 HP よりご確認ください。

日本冷凍空調工業会 TOPページ> 関連製品>フロン回収機> 冷媒回収機委員会参加会社一覧

7章 各種用紙·参考冊子

	ページ
漏れ防止キャップ 発注申込書	.7-2
ボンベ専用ケース 発注申込書	.7-3
ボンベ管理表	.7-4
〔参考 1.〕ボンベの刻印の確認方法	. 7-5
〔参考 2.〕過去に発刊したフロン類に関する冊子	. 7-5

漏れ防止キャップ 発注申込書

ボンベを発送する際は、必ず漏れ防止キャップを装着してください。お持ちではない、または、不足されている場合に無償提供いたしますが、事前にご希望の場合は、必要事項をご記入の上お申し込みください。

#業者/事業所名

事業所コード

の 3

ご担当者名

ご担当者名

※電話番号は、日中ご連絡できる番号をお知らせください。

集荷依頼の状況について、該当するものに○をご記入ください。

集荷依頼状況 依頼済み(We	b TEL FAX)	すぐに依頼する予定はない
----------------	------------	--------------

ご希望の漏れ防止キャップの必要数をご記入ください。

タイプ A (2個1セット)	セット
タイプ B	個

※ニロタイプのボンベには、

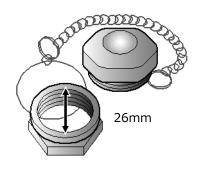
電話番号

「タイプ A」が 2 個必要なものと、「タイプ B」が 1 個ずつ必要なもの</mark>がありますのでご注意ください。

漏れ防止キャップのタイプ



(タイプ B)



サイズ: ユニファイル 7/16-20

サイズ : くちがね 26mm

FAX: 0120-260-995 発行: 一般社団法人 自動車再資源化協力機構

ボンベ専用ケース 発注申込書

「ボンベ専用ケース」を希望される場合は、必要事項をご記入の上お申込みください。 どちらかを選択してください □新規発注 □追加発注 事業者/事業所名 事業所コード 0 3 ご連絡先 ご担当者名 電話番号 ※電話番号は、日中ご連絡できる番号をお知らせください。 送付先住所 ※登録している事業者(事業所)住所と異なる場合にご記入ください。 必要個数をご記入ください。(確認のご連絡をする場合がございます。ご了承ください。) ボンベ専用ケース必要個数 個 ①のボンベには 対応しておりません。 対象ボンベのタイプ ① ロケット型

FAX: 0120-260-995 発行: 一般社団法人 自動車再資源化協力機構

② ガード無し

②、③を使用されている方は 自再協へご連絡ください。

③ ガードの位置が低い

ボンベ管理表

No	①ボンベ番号	②フロン類種別	③ボンベ空重量 (kg)	④ボンベ内容積 (リットル∨○○)	⑤満タン重量 (kg)	⑥検査期限
例	NRI3-1234	HFC	13.5	21	34.5	2010年1月
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

各項目の説明

①ボンベ番号: ボンベ固有の番号。大型ボンベに刻印されています。②フロン類種別: 充てんするフロン類の種別を記入してください。

③ボンベ空重量: ボンベが空の状態で測定し、その重量を記入してください。

④ボンベ内容積: ボンベの中の容積。「V○○」とボンベに刻印されていますのでその数値を記入してください。

⑤満タン重量: ボンベ空重量と内容積の合計重量を記入してください。

⑥検査期限: 検査を受けた年月がボンベに刻印されています。次回の検査年月を記入し管理してください。

〔参考 1.〕ボンベの刻印の確認方法



〔参考 2.〕過去に発刊したフロン類に関する冊子(自動車リサイクルシステム関連)



移動報告(電子マニフェスト)詳細マニュアル フロン類回収工程編

自動車リサイクルシステム HP より入手可能 http://www.jars.gr.jp/

自動車リサイクルシステムに関する お問い合わせ先

自動車リサイクルシステムコンタクトセンター (コールセンター) 050-3786-7755